

業務委託仕様書

1 委託業務の名称

沖縄県保育士確保対策強化事業（保育士・保育所総合支援センター運営委託事業）

2 委託目的

沖縄県は、誰もが安心して子育てができる環境の実現を目指し、保育所入所待機児童を生じさせないため、市町村、ハローワーク、保育所等（保育所、認定こども園及び地域型保育事業を行う施設をいう。以下同じ。）、保育士養成施設及び保育団体（以下「保育関係事業者等」という。）と連携し、保育士の確保及び定着促進を図り、安定した保育の提供体制の構築を総合的に実施するため、沖縄県保育士確保対策強化事業（保育士・保育所総合支援センター運営委託事業）（以下「本事業」という。）を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の実施体制

本事業の実施に当たり、以下の体制を構築すること。

なお、全て専従とすること。

- (1) 本事業実施に係る責任者として、統括責任者を配置すること。
- (2) 就労斡旋に関する業務経験を有し、職業安定法第33条第4項に基づく職業紹介責任者の要件を満たす者を1名以上配置すること。
- (3) 保育士資格を有する者で、保育所での実務経験があり保育所の労働環境や抱える課題等について把握している職員を1名以上配置すること。
- (4) 上記職員とあわせて、当該業務の遂行に必要な職員数を配置すること。

5 委託業務の内容

受託事業者は、次の業務を実施すること。

(1) 保育士・保育所総合支援センターの設置及び運営

① 設置

本事業を実施する拠点事務所として、以下の施設において、沖縄県保育士・保育所総合支援センター（以下「センター」という。）を設置すること。

施設	沖縄産業支援センター4階 413号室 ※「4委託業務の実施体制」に応じた広さを確保する場合はこの限りでない。
住所	那覇市字小禄1831番地

② 運営

本事業において、(2)及び(3)の事業を実施するため、センターの開所日及び開所時間は、以下を基本とする。

開所日	月曜日から金曜日まで（年末年始及び祝祭日は除く。）
開所時間	9時から18時まで

なお、上記の開所日及び開所時間外に、受託事業者が実施体制を構築し、本事業の実施について、対応可能な場合は、センターを開所することが出来るものとする。

③ 情報発信

センターの取り組み内容やイベント情報等を効率的、効果的に発信するためSNSの活用を含めた戦略的な広報に関する方針、計画等を策定すること。

なお、センターの取り組み内容については、端的に分かりやすく伝えるためのチラシ（PDF）を作成し、適宜更新すること。

また、主なイベント等の周知にあたっては、事前に県政記者クラブへの周知又は取材依頼文等を作成し、子育て支援課を通して周知すること。

(2) 事業等に関する説明会の開催

保育所等、保育士、潜在保育士、学生等に対し、県やセンターが実施する事業等について説明会を開催すること。

(3) 保育人材の確保を求める保育所等及び求職者への就労斡旋等の支援

① 人材確保及び就労に関する相談業務

保育所等からの保育人材確保に関する相談や求職者からの保育所等への就職に関する相談に応じ、必要な情報の提供又は助言を行うこと。

② 保育人材確保を求める保育所等及び求職者への就労斡旋等

ア 人材バンクの活用による就労斡旋

(ア) 人材バンクへの登録

求職者に対し、就労相談支援を行う場合は、予めセンターへの登録を促すものとする。

登録に際しては、氏名、住所、連絡先、就職希望条件等の就労支援に必要な情報を記載した名簿を整備、管理（DB管理）するとともに、就業状況等の現況確認を3か月に1回は行い、更新すること。

(イ) 求人情報のホームページへの掲載

保育所等から人材確保依頼を受け付けた場合は、原則2週間以内に求人情報を掲載するものとする。なお、掲載実績についてもリストを作成し受付日と掲載日を記載するものとする。

(ウ) 人材バンクを活用したマッチング

人材バンクに登録した保育士資格を有する者の中から、保育所等からの

求人ニーズに適した者を探し出し、求職者と雇用者の双方のニーズ調整等を行うこと。

(エ) 座学（セミナー）及び保育現場における体験プログラム

人材バンクに登録した保育士に対する復職又は新規就労支援として、児童等への接し方や職場の労働環境など、現場の実態について理解を深めてもらうための座学（セミナー）や保育現場における体験プログラムを実施すること。

イ 合同就職説明会の開催

保育士や保育園等の参加者数を考慮のうえ、開催回数、場所等を検討し、広報、運営を行うこと。

ウ 見学ツアーハの実施

求職者から見学ツアーハへの参加希望があった場合は、市町村と連携し保育所等の見学ツアーハを開催するものとする。（5～10回想定）

エ 養成校との連携

養成校に出向き合同就職説明会への参加を促すとともに意見交換等をとおして学生に関する情報を収集すること。（2校以上）

オ 中学校、高等学校等への出前講座実施による魅力発信

進路担当教諭等に対し、最新の保育士の処遇に関する情報を提供するとともに、保育士の魅力や社会的役割について理解醸成を図るため、中学校や高等学校等で出前講座を実施すること。（10校以上）

カ 地域における職場体験の実施

中学生等に対し、夏休み等を活用して、保育の現場を体験できるイベントを実施すること。（1市町村以上）

キ 保育士確保に係る専門家による支援

採用コンサルタント、中小企業診断士等の専門家による保育所等への支援として、効果的な募集方法等に関する講習や処遇向上に係る経営面に関する助言、経営情報の見える化に関する助言、改善策の提案等を行うこと。

（講習会は圏域ごとに年1回以上、相談支援は実施期間中において月5～10件を想定）

ク 潜在保育士の確保に関する取り組み

効率的、効果的な潜在保育士の掘り起こしを実施するとともに、保育業務に携わっていなかった空白期間や経験不足を補うなど、就労に際しての心理的負担を軽減するような取り組みを実施すること。

(4) 労働環境改善等に関する支援

① 労働環境改善に関する相談支援

コーディネーターによる労働環境に関する支援として、他園での取り組み事例等を紹介するとともに、相談内容に応じて適切な相談窓口、機関の紹介など必要な情報の提供、助言を行うこと。

② 社会保険労務士等専門家による労働環境改善に関する相談支援

社労士等の専門家による支援として、カスタマーハラスマントを含めた労働環境改善支援を希望する保育所等や保育士等に対する助言、改善策の提案等を行うこと。（実施期間中月5～10件を想定）

③ 労働環境改善に関する研修等の実施

保育士の離職防止・定着に資する各種研修等を実施すること。

(5) 市町村への支援

① 市町村への情報提供及び市町村が抱える課題の把握

県と連携し、圏域ごとに市町村に対し県及びセンターが実施する各事業を紹介するとともに、意見交換を通して保育士確保等に関する市町村が抱える課題を把握することとする。

② 市町村が実施する見学ツアーへの支援

市町村との意見交換を通して、市町村による独自の見学ツアーに対する支援の有無を確認し、依頼に応じ支援すること。ただし、費用区分が市町村事業と重複しないよう注意すること。（3～5回想定）

③ 小規模離島町村に対する支援

ア 特設ホームページの充実

保育士確保がより困難な小規模離島町村を対象に、保育士募集の内容や島ごとの自然や地域の魅力、保育環境等を発信すること等を目的に開設したホームページ（しまほいく）内で、県外・島外から就労した保育士の移住・就労体験談等を掲載するとともに、情報を発信するのみでなく、意見や質問等を受け付けるような双方向機能を備えるなどホームページの充実を図ること。

イ 無資格者における就労スキームの構築

無資格者が将来的に保育士として就労しやすくなるような事業スキームを構築すること。

ウ 各フェーズにおける保育士確保

短期的（早急な確保）、中期的（長期につなげるまでの間の確保）、長期的（安定的な確保）な保育士の確保に資する取り組みを企画・実施すること。

エ 離島町村の抱える課題等の抽出

県と連携し、離島町村が離島特有の保育士確保に関する課題や解決策等を共有するための意見交換会を実施し、必要な支援につなげること。

(6) その他

各機関等との調整においては適宜対面形式で実施するほか、WEB会議を活用して業務の効率化、負担軽減を図ること。

また、講習会などにおいては、会場開催のほか、動画配信やSNSの活用により多くの人に見てもらうよう工夫すること。

6 県への報告及び連絡会議の開催

(1) 報告事項

報告書に記載する事項は、上記5(2)から(5)に記載している取り組みの実施状況を毎月報告するとともに、年度末は全体の実績報告書を提出すること。

また、報告内容は対外的に示せるよう端的かつ具体的に記載すること。

なお、専門家等による相談業務については、件数以外も定量的に可視化すること。

(2) 連絡会議の開催

原則、連絡会議を毎月開催することとし、上記6(1)の報告及びその他必要な事項について報告、協議等を行うこと。

7 本事業における労務管理

受託者は、法令等に従い、本事業の委託の業務に従事する者の労務管理を行うこと。

8 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認められる場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 委託業務に係る企画判断、管理運営、指導監督など委託成果に密接に関わる統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を県に提出するとともに、事前に書面による承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるとときはこの限りでない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

9 雜則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議のうえ、決定するものとする。